

リサイクルセンターから発生する
不燃物残さの資源化調査業務委託
仕様書

平成31年1月

富山地区広域圏事務組合

目 次

【1】 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の履行期間	1
第4節 適用の範囲	1
第5節 業務の内容	1
第6節 業務内容の変更	1
第7節 法令等の遵守及び中立性の保持	2
第8節 機密の保持	2
第9節 提出書類	2
第10節 工程管理及び定期報告	2
第11節 業務管理体制	2
第12節 業務の管理	2
第13節 資料等の貸与	3
第14節 疑義の解釈	3
第15節 業務の変更及び停止	3
第16節 検査	3
第17節 成果品	3
【2】 業務内容	4
第1節 調査計画書の作成	4
第2節 関係者との連絡・調整	4
第3節 不燃物残さの細選別調査（1回）	4
第4節 細選別調査の結果整理	5
第5節 調査報告書の作成	5
第6節 打合せ協議	5

【1】 総 則

第1節 目的

現在、富山地区広域圏内^{※1}から排出される一般廃棄物のうち家庭系燃やせないごみは、富山地区広域圏事務組合が管理する富山地区広域圏リサイクルセンター（以下、「リサイクルセンター」という。）において破砕・選別^{※2}処理している。他方、富山県内外では、より先進的で高度な破砕・選別処理技術を有する民間の廃棄物処理施設も存在している。

そこで、本業務では先進的で高度な破砕・選別処理技術を用いて、リサイクルセンターから発生した不燃物残さの細選別調査を実施し、資源化物（有価物）の回収や最終処分量の削減に対する寄与の程度を把握するとともに、これに要する運搬・処理経費等を検討した上で、不燃物残さの高度処理の導入可能性を考察することを目的とする。

^{※1}富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の5市町村から構成される。

^{※2}有価物（磁性物・アルミ）、可燃物残さ、不燃物残さの4種に選別している。

第2節 業務の名称

リサイクルセンターから発生する不燃物残さの資源化調査業務委託

第3節 業務の履行期間

着手：契約締結日

完了：平成31年3月29日

第4節 適用の範囲

本仕様書は本委託業務に適用する。

なお、本仕様書に明記なき事項は、富山地区広域圏事務組合（以下「発注者」という。）と本業務委託の受注者（以下「受注者」という。）が協議の上、決定する。

第5節 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 調査計画書の作成
- (2) 関係者との連絡・調整
- (3) 不燃物残さの細選別調査
- (4) 細選別調査の結果整理
- (5) 不燃物残さの高度処理導入可能性に係る考察
- (6) 調査報告書の作成

なお、各業務内容は、後述の【2】による。

第6節 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者との協議により業務内容の一部を変更することができる。なお、協議後における変更については、別途、発注者と受注者の協議により行うものとする。

第7節 法令等の遵守及び中立性の保持

受注者は、業務の実施に際して、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めるとともに、関係諸法令等を遵守し、本業務を誠実に履行しなければならない。

第8節 機密の保持

受注者は、本業務履行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第9節 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に際し、発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手時
 - ①業務着手届
 - ②業務責任者届（経歴書・資格証の写しを添付）
 - ③計画工程表
- (2) 完了時
 - ①業務完了届
 - ②実施工程表
 - ③業務引渡書（完了検査に合格後）
 - ④その他必要な書類

第10節 工程管理及び定期報告

受注者は、作業内容を規定した計画工程表を作成し、発注者に提出した上で承認を受けなければならない。

また、受注者は各工程の進捗状況について、必要に応じて逐次または定期的に発注者に報告すること。

第11節 業務管理体制

- (1) 受注者は、本業務の着手前に発注者と協議し、発注者の意向を理解した上で、業務が円滑に進捗できる業務体制を整えなければならない。
- (2) 受注者が本業務に配置する業務責任者と担当技術者のうち1名は、以下の条件の両方を満たすこと。
 - ア 技術士又は技術士補（衛生工学部門）
 - イ 一般廃棄物の再資源化等に関する業務経験があること

第12節 業務の管理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、打合せ協議を行うものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、必要に応じて関係者と十分協議の上で進めること。
- (3) 受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者が関係する官公庁等から協議や交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注

- 者に申し出て、迅速に対応すること。
- (5) 本業務の遂行に必要な安全の確保は、受注者が行うこと。
- (6) 受注者は、本業務委託の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面で届け出し、発注者の承諾を得ること。

第13節 資料等の貸与

発注者は、業務に必要な貸与可能な関係資料等を受注者の請求に基づき貸与または提供する。

なお、受注者が資料を借用する際には借用リストを作成し、発注者に提出する。また、借用資料は、業務完了後に速やかに発注者に返却しなければならない。

第14節 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議によるものとする。

ただし、業務遂行上で必要と認められる軽微な事項については、受注者の費用及び責任において実施するものとする。

第15節 業務の変更及び停止

発注者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。

この場合の変更については、発注者と受注者が協議の上、契約金額の増減を行うものとする。

第16節 検査

受注者は、本業務の完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、発注者の完了検査合格をもって引き渡しとする。

なお、納品後、成果品に明らかに受注者の責めに帰する業務の瑕疵が発見された場合には、受注者の責任において速やかに訂正、補足またはその他必要な措置を講じた上、納品するものとする。

第17節 成果品

受注者は、下記の成果品を発注者に提出するものとする。

- | | | |
|---|---------|-----|
| (1) 調査報告書 | A 4 製本 | 5 部 |
| (2) (1)の概要版 | A 3 版両面 | 5 部 |
| (3) 打合せ記録簿 | 1 式 | |
| (4) 細選別調査で得られた処理物 ^{※1} のサンプル見本 | 1 式 | |
| (5) (1), (2), (3)の電子ファイル | 1 式 | |

^{※1} 破碎・選別処理後の種類別有価物、可燃性残さ物、不燃性残さ物を種類別に包装したもの。

【2】 業務内容

第1節 調査計画書の作成

受注者は、細選別調査前に調査計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。
なお、調査計画書に定める内容は、以下のとおりとする。

- (1) 実施方針
- (2) 実施体制（処理業者の人員配置を含む。）
- (3) 業務内容（調査手順を含む。）
- (4) 業務工程（細選別調査の日程を含む。）
- (5) その他発注者が指示する事項

第2節 関係者との連絡・調整

受注者は、業務の進行の妨げとなる課題や留意点を的確に把握するとともに、発注者や細選別調査に参加する廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）と適宜連絡・調整を行う等して、3者間の認識に相違が生じないように努めるものとする。

なお、細選別調査実施前には、発注者・受注者・処理業者の3者による合同協議を行い、調査前に考え得る課題や問題等の洗い出しを行い、情報の共有化を図るものとする。

第3節 不燃物残さの細選別調査（1回）

処理業者による細選別調査を1回実施する。

調査時期は、平成31年の契約締結日から平成31年3月29日までとする。

調査サンプルは、リサイクルセンターの不燃物残さとする。

細選別調査にかかる費用は、この業務委託費のなかに含まれるものとする。

なお、処理業者が行う細選別調査の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 調査サンプル（不燃物残さ）の受け入れ
発注者が自ら搬入する調査サンプル（10 t程度）を施設に受け入れる。
なお、調査サンプルに処理業者が保有する施設側で指定している不適合物が含まれている場合には、処理業者の責任においてこれを除去する。その場合の除去物（不適合物）は、発注者が適正処分する。
- (2) 調査サンプルの破砕・選別処理
調査サンプルの破砕・選別処理を行う。
なお、想定する破砕選別後の処理物区分（例）は、以下のとおりとする。
 - ・可燃性残さ物【①】
 - ・不燃性残さ物【②】
 - ・選別後の有価物【③シュレッダー鉄、④金銀銅滓・レアメタル、⑤ステンレス・被覆銅線類、⑥混合非鉄金属（ミックスメタル）】
 - ・混合非鉄金属（ミックスメタル）の高度選別後の有価物及び処理残さ物【⑦リサイクルプラスチック、⑧基板・アルミ、⑨銅、⑩亜鉛・真鍮、⑪廃プラスチック等】

(3) 処理物の運搬・処分

上記(2)の可燃性残さ物【①】及び不燃性残さ物【②】、廃プラスチック等【⑩】については、発注者が運搬^{※注意}・適正処分する。なお、本細選別調査で発生した有価物については、処理業者が処分することにより。

(注意) 発注者が運搬できる範囲は富山県内までとするので、県外の処理業者を想定する場合は、富山県内に中継地を設定するなどの対策を講じること。

(4) 処理結果のレポートの作成

上記(2)の細選別処理前後の内容が分かるレポートを処理業者において作成する。なお、レポート様式は受注者が作成し、あらかじめ発注者の承認を受けた様式を用いるものとする。

現時点で想定しているレポート様式の内容は、以下のとおり。

- ・ 処理前の調査サンプルの総重量
- ・ 処理後の種類別処理物【①～⑩】の各重量
- ・ 処理前の調査サンプルの内容が分かる写真（全景、拡大）
- ・ 処理後の種類別処理物の内容が分かる写真（拡大）
- ・ 有価物の種類別の1トンあたり売却単価（調査実施時相場に基づく評価額）
- ・ 有価物の種類別【③～⑩】の純度（施設の標準値で可）

(5) 処理物のサンプルの提出

上記(2)で得られた処理物の一部をサンプルとして提出すること。

なお、サンプルは、処理物の種類毎【①～⑩】に分別し、それぞれの内容物とその名称が分かるように整えること。

第4節 細選別調査の結果整理

受注者は、**第3節**の結果を用いて、細選別調査の結果を整理するものとし、以下の観点からの考察も加えること。

(1) 現行の処理体制との比較

- ・ 処理物の構成割合
- ・ 再生利用量（率）、最終処分量（率）
- ・ 運搬・処理経費（トン単価、調査実施時相場に基づく評価額）
- ・ 有価物の売却益（トン単価、調査実施時相場に基づく評価額）

(2) 高度処理導入に向けた課題の整理（処理業者へのヒアリング含む。）

なお、調査結果の整理にあたっては、図表等を取り入れる等して、見やすさや分かりやすさに留意すること。

第5節 調査報告書の作成

受注者は、前節までの内容をとりまとめた「リサイクルセンターから発生する不燃物残さの資源化調査報告書」を作成する。

第6節 打合せ協議

打合せ協議は、発注者又は受注者が必要と思われるごとに随時行うものとする。

以上